

保証委託契約の連帯保証人確認書



保証会社：ジェイリース株式会社御中

保険提携・統合版

ジェイリース

309

承認通知書番号	JL-	※承認通知書左上記載の番号をご記入ください。			
保証開始日	20 年 月 日	入居区分 どちらかご選択ください	単身入居	複数入居	
契約プラン					
初回保証料	円	継続保証料	円/年	毎月保証料	円/月
賃物 貸件	所在地	(〒 - - -)			
	名称				号室
	月額総賃料 内訳	月額総賃料			
	家賃		駐車場		
	共益費		町(区)費		
	管理費		水道費		
()	()	()	()		
賃借人	預入金 内訳	預入金合計			
	敷金		保証金		
	()				
賃借人	現住所	(〒 - - -)			
	氏名	フリガナ			

連帯保証人さまの保証限度額 契約時の月額総賃料 × 24ヶ月分

私は、貴社と上記賃貸の賃借人との間で別紙保証委託契約書記載の内容で成立した保証委託契約（以下「原保証委託契約」という。）に基づき当該賃借人が貴社に対し負担する一切の債務（本件保証契約締結の前後を問わない）につき、別紙保証委託契約書記載の内容で当該賃借人と連帯して保証します。

- 私は、原保証委託契約第13条（財産状況の説明）の内容を賃借人から説明を受け、財産状況を理解し、確認の上本確約書を締結します。（事業プランもしくは法人契約に限る）
- 私と貴社との間の求償関係について下記の点を確認します。
 - 私は、賃借人と連帯して貴社に対して原保証委託契約に基づく賃借人の一切の債務を保証するものとします（私は、貴社に対し負担割合を主張できません）。
 - 私が、賃借人の負担する賃料等の債務を賃借人に代わり賃貸人に弁済した場合でも、私はそれにつき貴社に求償することはできないものとします。
- 私は、貴社と上記賃貸の賃借人との間で成立した原保証委託契約書における私の保証限度額（極度額）は、次のA（極度額）記載のとおりであることに同意します。また保証債務の履行に関する次のBの内容に同意します。

A.（極度額）……保証極度額は、原保証委託契約締結時の月額総賃料の24ヶ月分とする。

B. 私から賃料等の支払があった場合、賃料等支払約定日までに遅滞なく支払をした場合は保証債務の履行とみなさない。
- 私は、別紙保証委託契約書の連帯保証人欄への署名、押印にかえて本確約書へ署名、押印します。また、私の本人確認書類として、印鑑証明書を1通添付します。

追加連帯保証人の
場合の説明
用を含む)は、金 _____ 円です。

連帯保証人	上記内容及び裏面条文を確認の上、直筆でご署名ください。押印は実印をご捺印ください。				
ご署名日	20 年 月 日				
現住所	フリガナ (〒 - - -)				
氏名	フリガナ				
生年月日	年 月 日	連絡先（電話番号）	-	-	-

保証委託契約(賃借人、ジェイリース間契約)

賃借人(以下「甲」という)と連帯保証人(以下「乙」という)は、甲と賃貸人(賃貸人代理を含む。以下「賃貸人」という)との間で締結された賃貸借契約(以下「原契約」という)に基づき、ジェイリース株式会社(以下「保証会社」という)と次の通り保証委託契約(以下「本契約」という)を締結する。

第1条 本契約の申込及び締結の前提条件

本契約の申込及び締結については、保証会社と業務協定を締結している協定不動産会社(以下「協定業者」という)を介するものとする。

第2条 保証開始時期

保証会社は、表面記載の保証開始日から保証を開始する。

第3条 保証限度額

(1)住居・駐車場・TRC・学生プランの場合、保証限度額を賃料・共益費・管理費・駐車場・町区費・水道料・光熱費・消費税、その他毎月賃料と共に支払われる費用(以下「月額総賃料」という)の24ヶ月分とする。

(2)保証料+支払型契約(以下「J+サポート」という)については、店舗・事務所等の事業用プランの場合、保証限度額を月額総賃料の6ヶ月分とする。

(3)保証料毎年支払型契約(以下「J+イング」という)については、店舗・事務所等の事業用プランの場合、保証限度額を月額総賃料の6ヶ月分とする。

(4)本契約の保証期間内において、賃料変更及び消費税率の変更等により月額総賃料が変更された場合であっても、本条(1)から(3)で定める保証限度額は変更されないこととする。

第4条 保証内容

保証会社は、原契約に基づき甲が賃貸人に負担する金銭債務のうち、本契約の第3条保証限度額の範囲内において以下の範囲を保証する。但し、本契約の免責条項に該当する場合にはその責を免れものとする。

(1)月額総賃料の滞納分。原契約が解除、その他の理由で終了した後、甲による賃貸物件の明渡し完了までの賃貸物件の使用に基づく月額総賃料1ヶ月分相当の賃料相当損害金。但し、表面に記載され、かつ、本契約所定の手続を経て、賃貸人より保証会社に通知された滞納分に限る。

(2)退去時の修繕費・ハウスクリーニング・豊替表・カギ交換費用・残置物撤去費用・ゴミ処理費用等(以下「退去費用」という)の合計が月額総賃料の最大2ヶ月分相当額。但し、甲が支払義務のあることを認め、承諾したものに限るものとし、原状回復につけては、国土交通省住宅局が平成23年8月に発行した「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」その後の変更・改定等を含むに準じて、甲が負担すべきことに合理性があると保証会社が判断した場合に限る。

(3)早期解約違約金は、住居用プランに限ることし、1年未満の解約は月額総賃料の最大2ヶ月分相当額、2年未満の解約は月額総賃料の最大1ヶ月分相当額。但し、甲自ら退去する場合であって、かつ、原契約の条項において、早期解約違約金の項目が明記され、甲が支払義務を認め、承諾し署名しているものに限る。

(4)甲の債務不履行による明渡しまでに要した費用。原契約解除から表面記載の賃貸物件(以下「本物件」という)の明渡しまでに要した通し・支払督促・訴訟、その他の法的手続に必要な費用(訴訟代理人費用を含む)として保証会社が認めたもので、賃貸人が支出した費用。

(5)賃貸借更新料及び管理会社が徴収する事務手数料であることを甲において了解している更新事務手数料、但し、原契約の条項に記載され、甲が支払義務を認め、承諾し署名しているもので保証会社が適法なものと認めたものに限るものとし、法定更新時の更新料及び更新事務手数料についても同様とする。

(6)解約料・告知通知義務違反による違約金・損害金の合計につき月額総賃料の最大1ヶ月分相当額。但し、甲自ら退去する場合であって、かつ、原契約の条項において、解約料・告知通知義務及び違約金ないし損害金の項目が明記され、甲が支払義務を認め、承諾し署名しているものに限る。なお、TRCに関しては本項の適用除外とする。

(7)保証会社は、以下の(1)から(9)等、本条(1)から(6)を除く債務についてはその責を負わない。また、事業用借地(貸地)契約の場合、本条(2)から(6)の債務についてもその責を負わない。但し、保証会社が承認した場合はこの限りではない。

(1)敷金・保証金・礼金、その他の名称の如何を問わず、甲が本物件に入居に際して賃貸人に支払う費用。同費用を賃貸人ととの間で分割にて支払う合意がなされた場合の分割金も同じ。

(2)保証会社が本契約書を受領できなかった場合。

(3)甲が、次条において定める初回保証料を支払わないと、毎月保証料の支払いを3ヶ月連続して支払わないと、又は継続保証料を支払期日を経過しても支払わないと理由に、保証会社が甲に代わって賃貸人に支払う月額総賃料の弁済を停止した場合。

(4)天災・地震・戦争・疫病等不可抗力により生じた損害。

(5)火災・ガス爆発・自殺等、甲及びその関係者の故意・過失により生じた損害。

(6)甲が、本物件の瑕疵を理由に、月額総賃料又は退去費用(以下、月額総賃料と退去費用をまとめて「賃料等」という)の支払を履行せず訴訟等の紛争に至った場合において、その期間中の賃料等債務等。

(7)保証会社において、保証会社の求償権が得られないと判断した場合。

(8)賃料等の遅延損害金。

(9)甲が死亡した場合で、相続人が本契約を承継しない場合。

第5条 保証料

(1)甲は、保証会社に対し、表面記載の初回保証料を保証会社の指定した方法及び期日内に支払わなければならぬ。

(2)J+イングについては、甲は、前項の初回保証料のほか、保証会社に対し、表面記載の毎月保証料を及び1年経過するごとに毎年表面記載の継続保証料を保証会社の指定した方法及び期日内に支払わなければならない。

(3)保証料毎年支払型契約(以下「J+ラット」という)については、甲は、本条(1)の初回保証料のほか、保証会社に対し、表面記載の保証開始日以後毎月表面記載の毎月保証料を1年経過するごとに毎年表面記載の継続保証料を、保証会社の指定した方法及び期日内に支払わなければならない。

(4)保証料毎年支払型契約(以下「J+ワーキングフレット」という)については、甲は、本条(1)の初回保証料のほか、保証会社に対し、表面記載の保証開始日以後毎月表面記載の毎月保証料を1年経過するごとに毎年表面記載の継続保証料を支払う。

(5)甲は、協定業者又は保証会社に対し初回保証料を、保証会社が指定した期日より15日を超えて支払わないと場合は、保証会社が指定した期日の翌日から起算して支払完了日まで14.6%の割合に基づく遅延損害金を付加して保証会社に支払う。

(6)本契約が保証期間満了前に終了した場合、又は保証期間内に表面記載の月額総賃料が減額された場合、又は本契約が解約された場合であっても、本条(1)から(4)により支払われた保証料は返還されない。

(7)本条(1)の初回保証料のほか、保証会社に対し、表面記載の保証開始日以後毎月表面記載の毎月保証料を1年経過するごとに毎年表面記載の継続保証料を、保証会社の指定した方法及び期日内に支払わなければならない。

(8)甲が死亡した場合で、相続人が本契約を承継しない場合は、本契約に従う。

(9)甲が法人である場合で甲が解散したときは、本契約は当然に終了する。

(10)甲が本物件につき、原契約上の位置を第三者に移転した場合は、本契約は当然に終了する。

(11)原契約に基づく賃貸借の権利・義務等がなされた場合、又は本物件の占有者に追加並びに変更等があった場合は、本契約は当然に終了する。但し、事前に賃貸人及び保証会社の承諾がある場合はこの限りではない。

(12)原契約の物件や甲・乙等の内容に変更があった場合は、変更日をもって本契約は当然に終了する。

(13)賃料の変更について賃貸人から保証会社に3ヶ月以上通知しなかったときは、保証会社は本契約を解除することができる。

(14)甲が死亡した場合は、本契約は当然に終了する。但し、相続人が本契約を継承した場合はこの限りではない。

(15)甲は、電気・ガス・水道の利用状況・郵便物の状況等から2ヶ月以上甲が原契約の本物件に居住していないと保証会社において合理的に認められるにもかかわらず、保証会社から甲に対し連絡が取れないときは、本契約及び原契約にかかる保証会社と賃貸人の保証契約は、保証会社が賃貸人に對し、本契約及び保証契約終了の通知を発したときに、当然に終了することに同意する。

(12)原契約終了の事由にかかわらず、原契約と同一の賃貸人・賃借人・賃貸物件についての賃貸借契約(以下「新賃貸借契約」という)が、原契約終了後引き続き継続する場合、保証会社と賃貸人との合意によって、終了した原契約と同一条件で、新賃貸借契約を原契約とする賃貸人に対する連帯保証人となるものとする。

第7条 代位弁済及び代位権の行使

(1)甲が、賃料等の全部又は一部の支払を怠り、保証会社が賃貸人より求められた場合、保証会社は甲に何ら通知なく、代位弁済である。

(2)保証会社は、代位弁済によつて甲に対し求償権の行使ができる。

(3)保証会社の代位弁済は、賃貸人から甲に対する債務不履行等を原因とする原契約の解約を妨げるものではない。また、甲は賃貸人ととの間で原契約の契約解除条項に本条項の内容を追加する旨を合意する。

(4)保証会社が相当の期間を定めて支払いを催告したにもかかわらず、甲の保証会社に対する求償債権の不履行が継続する場合は、原契約の解除事由である賃貸人と甲との信頼関係の崩壊の原因となる。

(5)本契約終了時に保証会社に求償権が残っている場合は、本条(2)の効力を存続する。

(6)賃貸人と甲との間で、賃料等の支払いについて争いがある場合は、保証会社は当該賃料等の代位弁済を停止することができる。なお、保証会社は、支払いを停止した当該賃料等の代位弁済債務につき、当該賃料等の支払い期日から6ヶ月を経過すると、その支払いの責を負めるものとする。

第8条 事前求償

(1)甲による各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、保証会社は、保証債務の履行前にあっても、甲に対し事前に求償権を行使することができる。

(2)原契約又は、本契約の各条項に違反し、求償権の保全を必要とする相当の事由が生じた場合。

(3)所外不明と判断した場合。

(4)破産・民事再生・差押・会社更生等の債務整理の手続きを開始した場合。

(5)業の延止・解散の決議及びみなし解散をし、又は、官公庁から業務停止、その他業務継続不能の処分を受けた場合。

(6)本項(1)から④のほか、保証会社が求償権の保全を必要とする相当の事由が生じた場合。

(7)保証会社が事前求償権を行使する場合には、甲は、民法461条に基づく抗弁権を主張できない。但し、保証会社が事前求償権を行使する場合甲は賃貸人に弁済をする事ができ、その弁済がなされた場合はこれに対応する事前求償権は消滅する。

第9条 甲の支払拒否

(1)甲は、原契約に基づく賃料等の支払を履行しないことにつき、正当な事由が存する場合には、賃料等支払約定日の前日までに、保証会社に対して賃料等を支払わない旨及びその理由について書面により通知しなければならない。

(2)甲が、本条(1)の通知を正当な理由なくいた場合で、保証会社が代位弁済を行ったときは、甲は保証会社の求償権の行使を拒むことはできない。

(3)甲の支払拒否は、本契約終了後も甲の求償債務についてはその責を負わない。

(4)甲が、本契約に基づく賃料等の債務を主張できない場合でも、乙はそれについて保証会社に求償する事はできないものとする。

(5)乙は、本契約が更新された場合も本条と同じ責任を負う。また、原契約終了の事由にかかわらず、原契約と同一の賃貸人・賃貸人・賃貸物件についての賃貸借契約(以下「新賃貸借契約」という)が、原契約終了後も継続して同契約について保証会社が賃貸人に対して保証会社となる場合は、乙は新賃貸借契約の保証委託契約の連帯保証人として甲が保証会社に対して負担する一切の債務を、甲と連帯して支払う責を負う。

(6)甲は、保証会社が乙のこの債務を負担する旨を通知した場合は、甲と連帯して支払う責を負う。

(7)甲は、保証会社が乙のこの債務を負担する旨を通知した場合は、乙に代わりに甲が負担するものとする。

(8)甲は、乙が保証会社に支払った代位弁済金及び代位弁済(1回につき2,700円(消費税別)の代位弁済手続費用を保証会社に支払わなければならない。

(9)乙から賃料等の支払があった場合、賃料等支払約定日までに遅延なく支払をした場合は保証会社の債務の履行とみなす。

(10)甲から賃料等の支払がない場合は、甲は賃料等支払約定日までに遅延なく支払をした場合は保証会社の債務の履行とみなす。

(11)甲から賃料等の支払がない場合は、甲は賃料等支払約定日までに遅延なく支払をした場合は保証会社の債務の履行とみなす。

(12)甲から賃料等の支払がない場合は、甲は賃料等支払約定日までに遅延なく支払をした場合は保証会社の債務の履行とみなす。

(13)甲から賃料等の支払がない場合は、甲は賃料等支払約定日までに遅延なく支払をした場合は保証会社の債務の履行とみなす。

(14)甲から賃料等の支払がない場合は、甲は賃料等支払約定日までに遅延なく支払をした場合は保証会社の債務の履行とみなす。

(15)甲から賃料等の支払がない場合は、甲は賃料等支払約定日までに遅延なく支払をした場合は保証会社の債務の履行とみなす。

(16)甲から賃料等の支払がない場合は、甲は賃料等支払約定日までに遅延なく支払をした場合は保証会社の債務の履行とみなす。

(17)甲から賃料等の支払がない場合は、甲は賃料等支払約定日までに遅延なく支払をした場合は保証会社の債務の履行とみなす。

(18)甲から賃料等の支払がない場合は、甲は賃料等支払約定日までに遅延なく支払をした場合は保証会社の債務の履行とみなす。

(19)甲から賃料等の支払がない場合は、甲は賃料等支払約定日までに遅延なく支払をした場合は保証会社の債務の履行とみなす。

(20)甲から賃料等の支払がない場合は、甲は賃料等支払約定日までに遅延なく支払をした場合は保証会社の債務の履行とみなす。

(21)甲から賃料等の支払がない場合は、甲は賃料等支払約定日までに遅延なく支払をした場合は保証会社の債務の履行とみなす。

(22)甲から賃料等の支払がない場合は、甲は賃料等支払約定日までに遅延なく支払をした場合は保証会社の債務の履行とみなす。

(23)甲から賃料等の支払がない場合は、甲は賃料等支払約定日までに遅延なく支払をした場合は保証会社の債務の履行とみなす。

(24)甲から賃料等の支払がない場合は、甲は賃料等支払約定日までに遅延なく支払をした場合は保証会社の債務の履行とみなす。

(25)甲から賃料等の支払がない場合は、甲は賃料等支払約定日までに遅延なく支払をした場合は保証会社の債務の履行とみなす。

(26)甲から賃料等の支払がない場合は、甲は賃料等支払約定日までに遅延なく支払をした場合は保証会社の債務の履行とみなす。

(27)甲から賃料等の支払がない場合は、甲は賃料等支払約定日までに遅延なく支払をした場合は保証会社の債務の履行とみなす。

(28)甲から賃料等の支払がない場合は、甲は賃料等支払約定日までに遅延なく支払をした場合は保証会社の債務の履行とみなす。

(29)甲から賃料等の支払がない場合は、甲は賃料等支払約定日までに遅延なく支払をした場合は保証会社の債務の履行とみなす。

(30)甲から賃料等の支払がない場合は、甲は賃料等支払約定日までに遅延なく支払をした場合は保証会社の債務の履行とみなす。

(31)甲から賃料等の支払がない場合は、甲は賃料等支払約定日までに遅延なく支払をした場合は保証会社の債務の履行とみなす。

(32)甲から賃料等の支払がない場合は、甲は賃料等支払約定日までに遅延なく支払をした場合は保証会社の債務の履行とみなす。

(33)甲から賃料等の支払がない場合は、甲は賃料等支払約定日までに遅延なく支払をした場合は保証会社の債務の履行とみなす。

(34)甲から賃料等の支払がない場合は、甲は賃料等支払約定日までに遅延なく支払をした場合は保証会社の債務の履行とみなす。

(35)甲から賃料等の支払がない場合は、甲は賃料等支払約定日までに遅延なく支払をした場合は保証会社の債務の履行とみなす。

(36)甲から賃料等の支払がない場合は、甲は賃料等支払約定日までに遅延なく支払をした場合は保証会社の債務の履行とみなす。

(37)甲から賃料等の支払がない場合は、甲は賃料等支払約定日までに遅延なく支払をした場合は保証会社の債務の履行とみなす。

(38)甲から賃料等の支払がない場合は、甲は賃料等支払約定日までに遅延なく支払をした場合は保証会社の債務の履行とみなす。

(39)甲から賃料等の支払がない場合は、甲は賃料等支払約定日までに遅延なく支払をした場合は保証会社の債務の履行とみなす。

(40)甲から賃料等の支払がない場合は、甲は賃料等支払約定日までに遅延なく支払をした場合は保証会社の債務の履行とみなす。

(41)甲から賃料等の支払がない場合は、甲は賃料等支払約定日までに遅延なく支払をした場合は保証会社の債務の履行とみなす。

(42)甲から賃料等の支払がない場合は、甲は賃料等支払約定日までに遅延なく支払をした場合は保証会社の債務の履行とみなす。

(43)甲から賃料等の支払がない場合は、甲は賃料等支払約定日までに遅延なく支払をした場合は保証会社の債務の履行とみなす。

(44)甲から賃料等の支払がない場合は、甲は賃料等支払約定日までに遅延なく支払をした場合は保証会社の債務の履行とみなす。

(45)甲から賃料等の支払がない場合は、甲は賃料等支払約定日までに遅延なく支払をした場合は保証会社の債務の履行とみなす。

(46)甲から賃料等の支払がない場合は、甲は賃料等支払約定日までに遅延なく支払をした場合は保証会社の債務の履行とみなす。

(47)甲から賃料等の支払がない場合は、甲は賃料等支払約定日までに遅延なく支払をした場合は保証会社の債務の履行とみなす。

(48)甲から賃料等の支払がない場合は、甲は賃料等支払約定日までに遅延なく支払をした場合は保証会社の債務の履行とみなす。

(49)甲から賃料等の支払がない場合は、甲は賃料等支払約定日までに遅延なく支払をした場合は保証会社の債務の履行とみなす。

(50)甲から賃料等の支払がない場合は、甲は賃料等支払約定日までに遅延なく支払をした場合は保証会社の債務の履行とみなす。

(51)甲から賃料等の支払がない場合は、甲は賃料等支払約定日までに遅延なく支払をした場合は保証会社の債務の履行とみなす。

(52)甲から賃料等の支払がない場合は、甲は賃料等支払約定日までに遅延なく支払をした場合は保証会社の債務の履行とみなす。

(53)甲から賃料等の支払がない場合は、甲は賃料等支払約定日までに遅延なく支払をした場合は保証会社の債務の履行とみなす。

(54)甲から賃料等の支払がない場合は、甲は賃料等支払約定日までに遅延なく支払をした場合は保証会社の債務の履行とみなす。

(55)甲から賃料等の支払がない場合は、甲は賃料等支払約定日までに遅延なく支払をした場合は保証会社の債務の履行とみなす。

(56)甲から賃料等の支払がない場合は、甲は賃料等支払約定日までに遅延なく支払をした場合は保証会社の債務の履行とみなす。

(57)甲から賃料等の支払がない場合は、甲は賃料等支払約定日までに遅延なく支払をした場合は保証会社の債務の履行とみなす。

(58)甲から賃料等の支払がない場合は、甲は賃料等支払約定日までに遅延なく支払をした場合は保証会社の債務の履行とみなす。

(59)甲から賃料等の支払がない場合は、甲は賃料等支払約定日までに遅延なく支払をした場合は保証会社の債務の履行とみなす。

(60)甲から賃料等の支払がない場合は、甲は賃料等支払約定日までに遅延なく支払をした場合は保証会社の債務の履行とみなす。

(61)甲から賃料等の支払がない場合は、甲は賃料等支払約定日までに遅延なく支払をした場合は保証会社の債務の履行とみなす。

(62)甲から賃料等の支払がない場合は、甲は賃料等支払約定日までに遅延なく支払をした場合は保証会社の債務の履行とみなす。

(63)甲から賃料等の支払がない場合は、甲は賃料等支払約定日までに遅延なく支払をした場合は保証会社の債務の履行とみなす。

(64)甲から賃料等の支払がない場合は、甲は賃料等支払約定日までに遅延なく支払をした場合は保証会社の債務の履行とみなす。

(65)甲から賃料等の支払がない場合は、甲は賃料等支払約定日までに遅延なく支払をした場合は保証会社の債務の履行とみなす。

(66)甲から賃料等の支払がない場合は、甲は賃料等支払約定日までに遅延なく支払をした場合は保証会社の債務の履行とみなす。